

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第五十五条まで（現行のとおり） （適用除外）</p> <p>第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の許可に係る行為、同条第八項の協議に係る行為又は同条第九項第一号若しくは第三号に掲げる行為</p> <p>五から九まで（現行のとおり）</p> <p>第五十七条から第六十八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五十五条まで（略） （適用除外）</p> <p>第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第一項の許可に係る行為、同条第八項の協議に係る行為又は同条第九項第一号若しくは第三号に掲げる行為</p> <p>五から九まで（略）</p> <p>第五十七条から第六十八条まで（略）</p>